

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第20回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年12月25日（木）14：01～15：56

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○横島ガス市場整備課長

開始時間が過ぎました。委員長がちょっと遅れておられましたが、今、経済産業省に到着されたということで、間もなくいらっしゃいます。よろしければオブザーバーの紹介など、議事を始めさせていただきます。

それでは、ただいまから第20回ガスシステム改革小委員会を開催します。

始めにオブザーバーの紹介をさせていただきます。

本日は、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事。日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事。東京ガス株式会社、高松勝常務執行役員。大阪ガス株式会社、松坂英孝取締役常務執行役員経営企画本部長。東邦ガス株式会社、富成義郎取締役常務執行役員。日本ガス株式会社、和田眞治代表取締役社長。東京電力株式会社、佐藤美智夫ガス営業部長。関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長。中部電力株式会社、小山裕治執行役員エネルギー事業部長。石油連盟、松井英夫専務理事が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

なお、日本ガス、和田社長はご都合により途中で退席される予定です。その後の質疑は同社の森下取締役が対応されます。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

導管部門の中立性確保について

○山内委員長

遅参しまして大変失礼いたしました。それでは始めさせていただきます。

本日ですけれども、本日は前々回に引き続きまして、導管部門の中立性確保についての議論ということにいたします。

新規参入事業者であるオブザーバーの方々から、小売の全面自由化後の参入のあり方と、それから導管部門の中立性確保策について、ご発言の申し出がございますので、順次発言をお願いしたいと思います。

それでは早速でございますが、まず、日本ガス株式会社、和田代表取締役社長様からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○和田オブザーバー

ご紹介いただきました日本ガス、和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は2点について意見を申し上げたいというふうに思います。

1点目は、託送の中立性を担保する法的分離か会計分離かの議論についてでございます。

それから2点目は、小売自由化が実現しても、必要な能率競争が起こらず、新規参入事業者がないことで料金が上がるのではないかというご懸念があるというふうにお聞きしました。当社の意見を申し上げたいというふうに思います。

まず、当社のご説明は省かせていただきますが、当社は自由化後の新規参入グループのカテゴリに入っているように思いますけれども、実は関東地区都市ガス78社の中で私ども、手前どものグループ都市ガス会社4社の総計は、東京ガスさん、京葉ガスさんに次ぐ第3の規模を有する都市ガス事業会社でもあります。また、全国二百数社の都市ガス会社の中でも8位に位置する都市ガス事業者でありますので、一方で参入組とも言われますし、一方では受けて立つ側ということも申し上げておきます。

それから、同じく7,000キロ弱の導管を保有する導管事業者でもあります。また、これまでに託送料を負担をいたしまして、簡易ガス事業の都市ガス化を進めた、数少ないLPガス事業者でもあります。

その上で結論を申し上げれば、法的分離は最低条件と思っております。大手3社に比して、その他の事業者はほとんど低圧導管になりますので、同等に議論することの合理性は余りなく、さらに議論を錯綜させることになるというふうに考えております。

本小委員会での議論については、議事録を拝読しておりますが、個人的には議論はこれまでで充分尽くされているというふうに感じております。PLにとどまらず、バランスシートにまで踏み込まずして、託送料金の中立性の担保は難しいという論点もありますが、私たちはこれまで利用する立場、あるいはお貸しする立場であって、それ以上に情報の目的外利用による公正競争阻害性は重要なポイントであるというふうに考えてもおります。また、我々、一番厳しい資本規制も入ったアンバンドリングを視野に入れて対応を考えてまいりましたので、当社とすれば両サイドから見て適正な妥協点であるというふうに考えております。

このように申し上げますと、拙速にスタートするリスクが議論として必ず出てくると思いますが、一方で問題を先送りするリスクも日本の置かれた状況下で決して軽くないというふうには私は考えております。また、ガス業界にとっても、少し生意気ですが、必要な構造改革に対する覚悟が劣後することは、新規参入者を一方的に利することにつながるというふうにも考えております。もとより、エネルギー事業の最も重要な商品は安全であります。このことは、かかわる事業者の何人も避けて通れないので、法律のいかなる立てつけであろうと今より劣後することはないというふうには考えております。

例えば、品質基準適合義務や漏洩検査そのものと、消費機器調査の責任区分が分かれたといたしましても、消費者にとりましては区分けをして事業者に連絡などということは現実的ではありません。私たちは全て、新小売事業者に全ての一報が入るというふうには考えて準備をしまりました。

導管事業者との連携をしっかりとできない新小売事業者が市場の能率競争による強い需給競争力のもとで生き残れないことは明らかであります。ガスは危ない、ガスは危ないと、まるでオール電化を進めるような議論も耳にしましたけれども、消費者の方々に誤解を与えることにほかならず、例えば事故にしても電気の火災事故が圧倒的に多いわけです。ガス機器の安全レベルやマイコンメーターは既に室内の異常使用に対するガスブレーカーの役割を担って、世界トップレベルのセキュリティーシステムになっております。しかも、オール電化が私は必ずしも合理的なエネルギーシステムとも思っておりません。原料としても燃料としても非常に付加価値の高いガス体エネルギーは、さらに高度利用によって大きな役割を担えるというふうに思っております。

したがって、保安を人質に結論先送りにも、私には事業者の覚悟や自由化に対する準備を遅らせる意味で、影響は決して軽くないというふうには考えております。

マクロの議論とミクロの議論をどこかで一致させなければ、結局この国は何も変わらないまま、今までどおりという結論で沈んでいく。今までどおりという結論は、基本的に負けません。負けないというよりも、負けても責任をとらなくてもいいということですから。

1点目が少し長くなりましたけれども、2点目の結論は、どんな参入障壁の高さでスタートしようと、私どもは必ず民生用のお客様に貢献するという大義から目を背けることはありません。詳しくは申し上げられませんが、同業他社の大半が厳しい自由化を想定して、今のうちに新たな事業の柱をつくるべく多角化のチャレンジを続けられる中で、当社が今こそ本業に特化をして消費者と向き合い、抜本的な構造改革に向き合うべきと、業界の体制とは一線を画してまいりました。金融緩和による過剰流動性の中、痛みを伴う構造改革のインセンティブがとれない中で、罵詈雑言を浴びながら一般消費者への貢献一点に絞って、この日のために保安システムを中心に構

造改革の準備をしまいにしました。民生用の消費者に貢献するために終わらない努力を続けることを、前線の社員に成りかわり申し上げておきます。

少し自分への喝も込めて言い過ぎの面があったかもしれません。お許しいただきたいとお思います。

当社の申すべきは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東京電力株式会社、佐藤ガス営業部長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤オブザーバー

東京電力の佐藤でございます。本日は当社の意見を表明する機会をいただきまして感謝申し上げます。

意見を申し上げるに当たり、当社としての基本的な考え方についてご説明させていただきます。

当社は電力会社の発送電部門の法的分離の考え方を自主的に先取りし、2016年4月からホールディングカンパニー制を導入することがすでに決定しております。したがって、当社としては電力の法的分離を実施するのであれば、エネルギー間の公平・公正な事業環境の整備のためにも、大手ガス会社の導管部門の法的分離を確実に進めていただくことが必須であると考えております。

今申し上げましたような考えのもと、今回、意見書を提出させてまいりました。

それでは、意見書についてご説明させていただきます。

まず、弊社の現状でございます。現在、弊社管内の電力市場は新規事業者の活発な参入により、競争が激化しております。弊社管内における新規事業者のシェアは全国平均の2倍程度に達し、特に競争が確実に進んでいる実態にあります。2016年4月の電力小売部門の全面自由化以降は、ガス会社を含めた新規事業者のさらなる参入が予想され、電力市場の競争はより一層強まる傾向にあると認識しております。

このような状況下、電力会社の発送配電部門の法的分離を自主的に先取りし、2016年4月からホールディングカンパニー制を導入する予定です。これにより、事業特性によって多様なアライアンスを柔軟に組みやすくなる等の利点を生かし、活力ある総合エネルギー企業に脱皮することで、我が国全体のエネルギー・コストの低減に全力で貢献してまいり所存です。

また、当然のことながら、弊社は他のエネルギー事業者による電力事業への参入に対しては、決められたルールにのっとり、公平・公正に対応いたします。

続きまして、導管部門の中立性確保に関する要望でございます。

電力市場につきましては着実に競争環境が整備され新規事業者の参入が続いておりますが、我が国全体のエネルギー・コストの低減には、エネルギー利用全体の最適化が図れるよう、電力・ガスの垣根を越えた公平・公正な競争環境の整備が不可欠であると考えます。

特にガス市場の競争活性化のためには、大手ガス事業者と電力会社など新規参入者が同等の競争条件で公平・公正に競争することが必須であり、低圧導管を含めた導管部門の中立性が担保されればこそ、小口・家庭用のお客様にも低廉なガスをお届けできるものと考えております。

つきましては、ガスシステム改革小委員会で議論されてきた導管部門の中立性確保に関し、電力の法的分離を実施するのであれば、電力システム改革とガスシステム改革の間で競争環境の構築に差異が生じることのないよう、「大手ガス会社の導管部門の法的分離」についても確実に進め、公平・公正な事業環境の整備を行っていただきますよう、強く要望いたします。

また、ガスシステム改革の目的である競争の活性化によるエネルギー・コストの低減とお客様の選択肢拡大のためには、未熱調ガスを送る導管の活用も有用であると考えます。実際にお客様からは「もっと未熱調ガスを供給して欲しい」とのご要望をいただいております、最大限そのニーズにお応えしていきたいと思っております。

導管延伸を促進するための制度的措置を講ずること自体は理解しておりますが、一方で、お客様の選択肢拡大に資する未熱調ガスの利用拡大は、お客様のニーズに鑑みても喫緊の課題と認識しておりますので、具体的な制度設計に際しましては、当該利用拡大に資する先行的な手当てをお願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

以上ですが、続きまして、昨日開催されました電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにおきまして、事務局から、本小委員会の検討状況について報告を行っていただきました。その際と同ワーキンググループから本小委員会の検討に対する要望というものがなされたそうでございますので、これは事務局から、資料5ですか、これに沿ってご説明願いたいと思います。どうぞよろしく願います。

○安永電力・ガス改革推進室制度企画総括調整官

電力・ガス改革推進室の安永と申します。電力システム改革の制度設計の事務局を担当しております。お手元の資料5に沿ってご説明をさせていただきます。

経緯を少しご説明させていただきたく、順番が前後して恐縮でございますが、1枚おめくりい

ただきまして、資料5の2ページをまずごらんいただければと思います。

最初に【参考1】として、電力システム改革専門委員会報告書の抜粋を掲載させていただいております。電力システム改革につきましては、平成24年から平成25年にかけて専門委員会でのご審議をいただき、改革の主要事項を取りまとめいただきましたが、この議論の過程では電力会社あるいは石油会社の方から、ガス改革もしっかり進めてほしい、ガス改革も早く委員会を立ち上げてほしい、こういったご意見をいただきました。特に石油の場合には早くから自由化が行われておりましたので、総括原価に守られた電力会社や都市ガス会社と競争していかなければならない、そもそも電気とかガスとか縦割りで議論していること自体がどうなのかと、こういった観点から強いご指摘であったと考えております。

こうしたことから、この【参考1】にありますように、電力の委員会報告の中でも、ガス改革についての提言が盛り込まれました。

自由化に伴う他業種からの参入により、電気と他の商品・サービスの垣根は相対的に低下するという中で、改革を貫く考え方はガス事業においても整合的であるべきということで、ここに書かれておりますように具体的には、小売全面自由化はもちろんですが、ネットワークへのオープンアクセス、あるいはネットワーク利用の中立性確保についても、相互参入を可能とする市場の活性化が必要である、競争環境の整備が必要であるとされております。

これは何よりも需要家の視点に立ったときに、選択肢がきちんと確保されるためには、あるいは需要家にとってエネルギーをトータルに最適に提供する競争が行われるためには、電力分野の改革だけ進めても不十分であり、ガスや熱など他のエネルギー分野の改革も不可欠であるということでございます。

同時に、こうした需要家の期待に応えるために、エネルギーを供給する事業者も総合エネルギー企業への取り組みを進めることが期待されており、電力市場における最大の新規参入者であるガス事業者が存分に電力分野でその力を発揮していただけるように、送配電部門の法的分離を行うこととしております中で、都市ガスの分野においては中立性の確保が不十分でよいわけがない、そのようなことで消費者の選択肢が本当に確保されるのか、供給者が相互参入して真に競争が行われるよう制度間のイコルフットィングを図ることは当然であると、こういう強い意思が込められた報告書となっております。

要すれば、電力市場の改革を進める上で、ガス市場の改革は他人ごとでは全くない、むしろ同じように進めていかなければ電力改革の効果も十分に上がらないという意味で、ガスのシステム改革にも重大な関心があるわけございまして、こうした経緯から、ガスのシステム改革の検討状況を昨日開催されました電力改革の制度設計ワーキンググループにおいてご紹介をしたという

次第でございます。

なお、同じく2ページの【参考2】では、今申し上げましたような一体改革の必要性について、本年4月に閣議決定いたしましたエネルギー基本計画にも明記をされておりますことをご紹介します。電力改革を担当している立場から申し上げますと、ガスの改革が中途半端ではエネルギー基本計画の趣旨も全うされないのではないかという気がいたしますし、電力改革の制度設計は最大の新規参入者であるガス事業者の方からさまざまなご指摘やお知恵をいただきながら進めております中で、一体的な改革を進めていただかないと困りますので、既に周知の閣議決定ではございますがご紹介をさせていただきました。

次の3ページには、【参考3】といたしまして、今申し上げました相互参入、総合エネルギー企業化のイメージをおつけをしております。

また、【参考4】といたしまして、電力システム改革の制度設計ワーキンググループの設置趣旨と委員名簿をご参考までにおつけをしております。このガスシステム改革小委員会の委員と重なっておられるのは、松村委員となっております。

それでは、資料5の1ページ目に戻っていただきまして、昨日の電力の制度設計ワーキンググループにおきまして、ガス改革の検討状況を報告した際の委員のご指摘事項、松村委員のご指摘はここには入れておりませんので、松村委員以外の委員からいただいたご指摘をご紹介します。

事務局で取り急ぎまとめたご発言概要ですので、資料にはご発言をされた方のお名前を入れておりませんが、委員ご本人に確認をいただいた議事録は後ほど改めて公開をする予定でございます。

まず、1つ目の丸でございます。こちらは弁護士の稲垣委員からのご指摘でございます。

電力改革の目的はガスのシステム改革によっても支えられており、その相互の影響が高い。協調して議論を進め、しっかりその目的を達成するべき。ガスの小委員会の議論において、会計分離にとどめるべきという指摘の中で、電気とガスの違いが議論になっているようだが、理屈がない内容も含まれているのではないか。そこはよく精査をして、無関係な内容は排除して、できるだけ制度的に統一的な仕組みとすべき。

次に、2つ目の丸でございます。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の辰巳委員のご指摘でございます。

電気とガスの相互参入が聞こえてくる中で、この補足をしますと、これは新聞報道などでガス会社が家庭用の電力小売に参入するという動向のことを指してのご発言と考えられますけれども、自由化の意義を考えれば、電気同様にガスの議論も進むものと考えていた。安定供給の確保や安

全性の確保は電気でもガスでも大前提、その上で、電気でできることがなぜ同時進行でできないのか理解できない。これも補足しますと、この辰巳委員は正確には、なぜガスのほうで手こずっているのかとご発言をされましたけれども、消費者の利益が最優先、消費者の選択肢がきちんと確保されていることが重要。事業者と消費者では圧倒的に力関係で差があり、料金規制も含めて重要なポイントになる。これは料金規制の経過措置も電気と同様にすべきという趣旨の発言と解されます。電気と同様のスピード感・方向性で議論を進めてほしい。

次に、3つ目の丸でございます。東京大学の橋本委員のご指摘です。

電力改革とガス改革の制度の整合性は重要。相互参入ができるよう、制度のコンシステンシーをしっかりと見ていかなければならない。異業種参入の観点から、ガス市場の魅力が高まるような改革として欲しい。補足しますと、これは新規参入者がしっかり入れるような市場でなければ、そもそも都市ガスが消費者に支持されなくなるというご指摘ではないかと考えられます。

次に4つ目の丸でございます。SMB C日興証券の圓尾委員のご指摘です。

都市ガス会社の利益水準が拡大しており、それ自体は企業努力の結果であり悪いことではないのだが、これだけ利益が出ているということは導管部門の中立性の検証、証明が必要不可欠。電力でこれだけの中立化を図るのであれば、ガスについてもガスの小委員会の委員の方が納得できるような中立性の説明が必要だが、会計分離で説明し切れないのであれば、電力と同じ法的分離も視野に入れて中立性を説明する必要がある。なお、補足いたしますと、ここには記載いたしませんでしたが、電力の分野ではネットワークの整備計画をつくる広域的運営推進機関という枠組みを設けることになっております。この圓尾委員からは、ガスにおいてもそうした仕組みが必要ではないかのご指摘も頂戴しました。

最後に、一番下の5番目の丸です。中国電力の瀧本委員のご指摘でございます。

導管利用の中立性確保が、スピード感を持って実効性ある形で担保されることが必要。新規参入者と既存の都市ガス会社が公平な競争環境下で切磋琢磨できるような環境を整備すべき、成果を期待している。

以上のようなご指摘を頂戴いたしました。

これらについては委員の方々は皆さん、ガスの委員会での議論の詳細を知らずに申し上げることをお許しいただきたいがといった留保をつけた上でのご発言でございましたけれども、多くの委員の方々から懸念の表明があったことを踏まえまして、横山座長の取りまとめ総括で、これらを電力システム改革の制度設計ワーキンググループからの要望として取り扱うこととなりましたので、長くなりましたけれどもご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問とかご意見あると思うのですが、後でまとめていただくというふうにしまして、説明を続けたいと思います。

本日の論点につきまして、事務局から資料6に沿ってご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料6をご覧ください。

これまでの審議を踏まえ、「法的分離」の実施に向けて検討すべき事項をまとめました。

1 ページ、1. は行為規制について、12月3日開催の第17回の資料に掲載した内容を再掲しています。

(1) は、導管事業者の中立性のより一層の確保に関し、①取締役等の資格等に関する規律、②機関設計に関する規律、③人事管理に関する規律、④導管事業者と他部門の事業者との間の業務委託に関する規律といった措置を講ずることが記載をされています。

2 ページの (2) は、利益の移転制限に関する制限です。これに関し、引頭委員からはグループ経営の一体性を確保することが重要で、それを過度に抑制するような規制を当初から設けるべきではないとの意見がありました。

(3) は、グループの社名、商標等の共有によるメリット享受の制限です。(2) でグループ経営の一体性を確保するならばグループ商標を用いることは認められる一方、導管部門を有する信用力を広告宣伝などで活用することの是非について具体的に定めていく。これが (3) の趣旨であります。

次に、同じページの一番下の 2. 災害時保安における連携ですけれども、小売事業者と導管事業者の災害時保安における連携のあり方については、12月10日開催のガス安全小委員会第9回で議論されたところです。既に全面自由化で資本関係のない小売事業者が参入することも想定し、そうした事業者もいざというときは導管事業者の作業にどう協力すべきか決めていくこととしています。その中で、法的分離を実施する場合は、その各部門の事業会社間の協力のあり方も決めていくことが、安全小委のほうで確認されているところです。

3. 3 ページですが、これは大手3社から新たな導管の中立性を高める改善策として提案されたものを列挙しています。これらについては、大手3社が示した各項目の実施時期も踏まえ、法的分離の実施時期にかかわらず速やかに講じていくことを提案しています。

なお、4 ページの (5) の計算書の妥当性について、公認会計士による託送収支計算書の検証等、透明性向上の取組を検討するとありましたが、これまでの審議において公認会計士では対応

困難な作業になるのではないかという永田委員の発言がありました。

そこで、同じページの4. (1) ですが、託送供給料金の公平性・妥当性の精査のあり方については、改めて検討すべきではないかということが掲げられています。

その点も含めて、4. に並べてあるのは、その他導管の中立性確保のために、これまでの審議で委員などから挙げられた論点を整理しています。(1) は先ほど申し上げた託送供給料金の精査のあり方です。

次のページの(2) は、ガスの合理的、効率的な新たな託送方法の検討です。具体的には引頭委員からも提案がありましたけれども、現在のオペレーション、同時同量を基本としたオペレーションについて、抜本的に変えることも含めて検討すべきではないかという話がありました。

(3) は、二重導管規制や未熱調ガスの取り扱いの見直しについて挙げています。(3) については5月に審議して以降、たびたび委員から、その緩和のあり方についてご意見をいただいたところであり、本日もご意見があれば賜りたいと思います。

資料の最後のページに、電力システム改革の工程を参考として示しています。

今回のガスシステム改革で検討している内容は、真ん中にある電力システム改革の第2段にある小売全面自由化、それから料金規制のあり方、その撤廃の時期などの整理と、一番下にある送配電部門の法的分離、ここが今回の検討事項の対象とほぼ一致していると考えられますので、ご参照いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、引頭委員から、本日の論点に関して資料7の提出がございました。引頭委員、コメントがもしあればお願いしたいと思います。

○引頭委員

ありがとうございます。

前回、私の意見として、会計分離だけでは十分ではないけれども、法的分離については今現在まだ議論が十分でなくて決め切れないのではないかと申し上げました。しかしながら、この意見は、必ずしも法的分離についての検討やその議論をしなくてもいいという意図ではなく、やはりそれを前提とした議論もまた同時に進めていくべきではないかと思っております。

そうは言っても、前にも申し上げたように、法的分離ということになりますと企業経営に対しても大変大きな影響を与えます。そこで、前回お話しさせていただきました、資料7に書いてある6項目について少しだけ補足のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番と3番は企業のいわゆる経営力、そうしたものを削ぐことがないように、ということですが、1番については先ほどの資料6に書かれていた内容と同じです。

3番の行為規制についてですが、本日の資料の6の1ページ目の(1)の②、これは前回も申し上げましたが、機関設計において、例えば株主総会の決議事項としないことの内容例示として、その導管事業者の中立性を損なうような恐れのある事項とありますが、これは余りにも広すぎると思います。むしろ中立性を損なうようなことが起こった場合に、すぐさま行政が指導するといったような方が良いのではないのでしょうか。予防措置が多すぎるのも考えものです。

あと③の人事管理についてです。これも、文言だけ読むと導管部門に所属していた人は、小売部門への異動ができないかのように見えます。しかし一番の問題は導管部門における顧客情報の管理という点であると思いますので、もう少し行為規制の目的をきちんと整理したうえで、きめ細かく考えるべきだと思います。

それから2ページ目ですが、少し細かいので1点だけ申し上げますと、(3)の②に建物・システムを導管事業者と共用する場合に、と書いてあり、この2行目に「システムについて論理的な分割をすること」とあります。ですが、分割をすべき部分と共通で使える部分というのがシステムについてはあると思います。シェアドサービスの考え方などです。こちらについても必ずしも分けなければいけないという制度設計にすべきかどうかについては、議論の余地があると思います。

また資料7に戻っていただきますが、やはり分離するときのコストは最低限にすべきと考えます。

それから4番ですが、先ほど同時同量のお話が事務局からありましたが、ガス導管のオペレーションについて、自由化も踏まえて、やはり抜本的に国益にかなうような、見直しというのが必要ではないかと思います。特にイノベーションを意識してやるべきではないかと考えます。

あと、少し戻りますが、2番の透明性の話は、これはもう言うまでもなく、そういうことをお願いしたいと思います。

最後、5番、6番は行政に対してのお願いです。5番についてですが、ガス事業という括りで見ますと、今回の事務局であるガス市場整備課のみならず、ほかのいくつかの部署も関係されていると思います。エネ庁全体で整合性のある制度、仕組みになるようお願いしたいと思います。

そして最後、6番ですが、仮に法的分離となり純粹持ち株会社ということが選択された場合に、それを誰が監督するのかということで、新たな法の枠組みをつくっていかねばいけないのではないかという視点です。さらに、自由化ということになっていきますと、特に保安などにおいて自主規制ということを行政としては考えていかねばいけないのではないかと。そうした場合、

業界の自主規制のあり方について、やはり業法で仕組みを作るといいですか、法で定める必要があると思います、

このような行政の枠組みも含め広い視野で、法的分離を講じるに当たって検討すべき事項に取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明がありましたので、それからオブザーバーの方からのご説明、ご発言につきまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問等のご発言をお願いしたいと思います。

例によりまして、ご発言される方はお手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

それでは、橘川委員からどうぞ。

○橘川委員

和田社長が退席されるというので、ちょっと早目に。オブザーバーの方に対する質問とコメントなんですけれども、まず和田社長、日本ガスに対してですけど、私、多分この委員の中で一番日本ガスのビジネスモデルを理解して評価している人間だと、施設も幾つか見させていただいています。その上で、きょうの論旨は明確で、言われたことはよくわかりました。ただ、議論の習熟度に関してはちょっと意見を異にしますけれども。

ちょっと気になった点が2点ありまして、1点は、今までのこの委員会の議事録を見ていたら、今の何か話題の議論の到達点が今までどおりという感じに受けると言われたんですけども、多分12月9日の議論の議事録だと思うんですが、今までどおりというようなことを言われた委員はほとんど、ゼロとは言わないけれど非常に少数であって、会計分離では非常に問題があると、ただし、その行為規制をもうちょっと詰めてから最終的な法的分離の決断をしようという話であって、今までどおりという感じではないのではないかと思うので、そこがちょっと認識が違うかなと思ったので、1点お伺いしたい。

2点目は保安のところ、きょうの中立性と違うのですが、途中で出てきた話なんですけれども、伺っていると、基本的にはこの議論だと導管事業者が保安をやるという話になっているのですが、ちょっとそれとは異なる意見をお持ちなんじゃないかと思うので、もしそれだったら、せつかくの機会なので述べていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、東京電力の方で、中立性に関するご意見はよくわかりました。ただ、私が非常に大きく違和感を持ったのは3つ目の点で、「このような状況下」というところに、「電力会社の発送電部門の法的分離を自主的に先取りし」と書いてある、この部分なんです。本当に自主的

なのかどうか。それで、その状況に福島の事故の話も全く書いていない。あるいは実質国有化だとか総合特別事業計画だとか新総特だとかという話がなくて、私はそういう状況があって現在の東電の姿があるんじゃないかと思いますので、「自主的に発送電分離を先取りした」という言い方はちょっと違うんじゃないかなという、そういう違和感を持ちました。

以上です。

○山内委員長

それではどうぞ、和田社長から。

○和田オブザーバー

橘川先生ご指摘の点で、1点目でございますけれども、この委員会等々かわらず、十分私も読み込んでいない点もあって、少し誤解を与えた点があればおわび申し上げたいと思います。

もちろん、全てが今までどおりということではありませんけれども、自由化議論そのものに対して、本当に自由化が意味があるのかというような議論も一部出ていたところを捉えて、私はそういう議論でいろんな岩盤規制改革が進んでいる中、財政再建と成長戦略が相互依存の関係、その成長戦略を支える規制改革は中途半端ではならないというふうに思っの発言でございまして、基本的なところは先生と何ら変わらないというふうに思っております。

それから、ご指摘の、私も実は安全小委員会のほうのところでありまして、保安の最終立てつけ、導管事業者と新小売事業者の保安の区分けに関しましては、私は別な意見を、先生ご指摘のとおり持っております。しかし、何らかの形でスタートしないと議論が前に進まないというところで、私は今の事務局のスタート時点に対して、理解をいたしました。

一つは、私は個人的には、保安を競争にさらしたほうが良いという考え方であります。保安こそ本当にリアルタイムに見える化をしていくという、クラウドシステムが最も効率的に機能するブランディング戦略、差別化が見せやすい領域だと思っておりますので、ここの説明をしますともう非常に長くなりますので、先生ご指摘のとおりいろいろな意見がある中で、私は安全をサポートするためのシステムの競争があればいいと、あるいは自主保安という議論がありますけれども、LPガス事業者は広範囲な非常に効率の悪いエリアをもっと自主保安より厳しい義務規制で保安を担保しております。また、各県でも受託組織が県と協力をしながら、消費者の保安を担保する努力をしておいでになります。そういうところも見逃してはならないというふうに思いますし、さらにこの部分で圧倒的なイノベーションの創出をしたいというふうに思っておりまして、ここの部分に対する検討は、さまざま我々も検討しているところになります。

また、非常に全国縦断パイプライン構想もありますけれども、私たちは地震の多いこの国で、分散型のサテライト天然ガス運用に対しても非常にモジュール化が難しい、あるいはコストが高

いという方がおいでになりますけれども、この意見にも我々は挑戦をしたいというふうに思っておりまして、サテライト型のLNG高度運用に対して、我々はモジュール型で挑戦をする研究を今、続けているところでございます。

いろいろございますけれども、先生ご指摘のとおりでございます。

○山内委員長

それでは、東京電力、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

今の「自主的に先取り」というところでございますけれども、これについては、現実を受けとめての自主的に先取りしたということございまして、もしもなかりせばというようなことは考えておりません。現実を受け入れれば自主的にやったという事実でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、和田社長に御礼申し上げます。私は、おっしゃることは全くその通りだと思います。法的分離に関する議論については、もう十分にしたと私も思っていて、これ以上何を先送りするのかと私も思っています。

保安のことについては、意見が一致するかどうか、賛成かどうかのは別として、もっともなどうか、十分あり得る、選択肢として考えるべき、傾聴に値する立派な議論だと思いました。

繰り返しになりますが、私は、法的分離に関して十分議論したと思っています。この点は橘川委員と意見が異なっていると思います。この点は今の発言からも明らかですが、しかし、ここに至らずと出ておられる方は橘川委員の今までの発言を思い出してください。最初に何を言われたかという、都市ガス大手3社に来ていただいて、それでプレゼンをしていただいた際に、3社だけでは不十分だ、他のグループの意見も聞くべきだと言い、更に電力会社のプレゼンでは東京電力と中部電力しか来ていなかったけれど、一番発言をしていた北村さんが来てないのはおかしいと言い、したがってその意見を入れて北村さんにも来ていただき、それから別のグループの方にもご発言をいただき、ヒアリングをした。更にそれでも足りないのか、その後また、需要家の意見を聞いていないじゃないか、大口の需要家の意見を聞いていないじゃないかと言い出し、大口の方のヒアリングもした。もう十分にいろんな人の意見は聞いたじゃないか。意見を聞かなければ十分な審議をしていないというのだとすれば、私たち十分に意見を聞いた。そのヒアリングの結果として、法的分離に対して否定的な意見が出てきたと橘川委員はコメントしたことさえあっ

た。私はそれも全く納得していない。確かに大手3社以外の事業者でも、そこまで法的分離を拡大するとコストのほうはるかに大きくなるのではないかという懸念を言われた。しかし、これは最初からわかっていたことではないか。事務局の資料でもともと出ていたし、余りにも小さなところにまでやると法的分離にはある種の固定的な費用というのがかかるので、コストが大きくなる可能性があるから、明らかに規模だとかというのが大きく隔絶したこの3社だけの中に入れるとの提案が出てきた。すでに前提となっていたことが確認されただけ。改めて3社以上に拡張するというときには慎重でなければいけないということに関しては、新たな意見を聞いたのかもしれないのだけれど、それによって法的分離に対してネガティブなことは、理屈のないあるいは伝聞情報のようないり加減なものは除いて、私は聞いていないような気がします。

更に、これはむしろヒアリングに聞く前に言うべきだったのかもしれませんが、大手3社から卸供給を受けている事業者だとか、あるいは大口の需要家が中立性に関して疑義を挟むだとかというようなことをして、もし万が一それが大手の逆鱗に触れて、この後嫌がらせされるとかということになったら、本当に目も当てられないことになる。そんなこと大手は絶対しないと思いますが、私のような臆病な人間が経営者だったら、とても、こういうところに出てきて言う気にならない。もし仮に言うとしても法的分離反対ですと言ってご機嫌をとろうとするのだと思う。しかし、実際には勇気のある方が、やはり中立性に疑義があるということをはっきり言っていたいたわけです。それに対して橘川委員が何と言ったのかということ、内外で差別があるというのは本当ですかというような類いのことを聞かれて、私はどういう意図だったかさっぱりわからなかった。もし本当に内外の差があるということが証明できるほど明らかなものであれば、こんな委員会に出てきて発言するのではなく当然行政に訴えるし、明らかに証明できるほどなら、行政だって一定の対応をするはずだ。だけれど、内部取引に対して限界に証明するなどというのはほとんど不可能で、したがって、疑義があるということは言える精いっぱいのこと。中立性に対する疑義というのはヒアリングで十分聞いたと私は思っています。

それなのにもかかわらず、それは聞くべきだと言い、聞いた結果として、方向性も示さずに1年間先延ばしするというのは、一体あのヒアリングのどこを聞いたらそういう結論になるのかというのを、私はいまだに全くわかりません。私は十分に聞いたのではないかとと思っています。

この段階で法的分離という方針を基本的に出し、その上で、法的分離によって弊害を起さないうように十分に慎重に議論していくという、電気と同じスタイルをとるのが正しいと思っています。

今回の事務局の資料でも1から4まで出ていますが、私はそれぞれもつともなことだと思いますが、1や2に関しては、法的分離という基本的な方針を決めた後で議論するというので、なぜ

できないのかがわからない。

同じ理由で、引頭委員が出された論点、細かい点では若干異議のあるところもないではないのですが、大筋において正しいと思います。しかし、これらについて法的分離の基本的な方針を決めた後で、このような点を十分に考慮してやるというので、なぜだめなのか。

法的分離は会社にとって大きな影響がある。それは影響がないとは決して言わない。行為規制を間違えると本当に大きな影響がある。だから間違えないように最大限努力するということだし、実際に電気ではそのような間違いを犯さないようにちゃんとやっているとと思っています。電力のときには基本的に法的分離という方針を出した後で、法的分離の詳細を決めた。その際に引頭委員が懸念されたような深刻な問題って起こっているのでしょうか。この点きちんと考える必要があると思います。電気では起こらないのにガスでだけ特別に起こる理由は为什么呢。理論的な可能性として、絶対にないとは言わないけれど、本当にそれがリアリティのある話なのか、金融機関ないし事業者の利益を反映した、議論のための議論なのかというのは、公開の場で聞いている方々が判断すべきことだと思います。

それから、どういうわけかこの委員会では、電気がやるからガスもやるということで議論が進んでいると誤認して、それで、電気がやるからガスでやるという議論は乱暴だというような発言が相次いだと思うのですが、私は全く理解できません。電気がやるからガスもやるべきだという、そういう単純なロジックなら、何回も何回も議論する必要など全くない。そうではなく、もちろんガスと電気と違うところがあるというから、ちゃんと議論したということだと思います。しかし今となつては、私は反省している。電気もやったからガスもというようなことを言わなすぎた、私をもっと言うべきだったと思っています。

言わなすぎたというのは、私たちは今、ガスのシステムのことを議論しているわけですが、本当に考えなければいけないのは日本のエネルギー市場の全体の効率的な状況で、ガス事業者は、先ほども事務局から説明があった通り、電気の市場での有力なプレーヤーでもあり、電力会社というのもガス市場の有力なプレーヤー。相互参入が進み、総合エネルギー企業が活躍する姿というのを私たちは念頭に置いて議論しているはず。そうすると、両市場のコンシステンシーということ、今回電力システム改革のワーキングの委員から多く指摘されたわけですが、そのようなコンシステンシーということも考えなければいけない。一貫性だけを考えて決めるということではもちろんないわけですが、そういうことも考えなければいけない。

そういう観点から見ると、法的分離の議論を決めないというのは言うに及ばず、1年先延ばしするというのもとても奇異な議論に聞こえる。外の人から見るととても奇異な議論に聞こえるから、電力システム改革のワーキングでも疑問がこれだけ出てきて、逆にもっともじゃないかとい

う議論が一つも出てこなかったということの意味というのをちゃんと考えていただきたい。先延ばしするだとか、あるいは更に今の段階ではベクトルも決めないで完全にゼロの状態ですら1年間議論するというようなことは、普通の人にはとてもわかりにくい。ここにずっと出席している業界の人にはわかるかもしれないけれど、普通の人にはとてもわかりにくい議論だということはちゃんと認識すべきだ。

私は、今までそういう議論に関して、もっともだと思ふような理屈をまだ全く聞いていない。それは私だけがそう思っているのかとも思ったけれど、電力システムWGの議論から考えても、普通の人聞いてもやっぱりそう思うということだと思います。これに関しては、きちんと説明すべきなのではないかと思ふ。

それから、もし仮に法的分離というものの議論をまた1年やるということにするということになったときに、そのようなことを支持した委員の何人かから、5年から7年後の法的分離のスケジュールは変えない、ここで変えないということを言い、まるで先送りでないということを担保するためにそういうことを言ったというふうに聞こえたのですが、私は全くおかしいと思ふ。全くおかしいというのは、電気とガスは違うのでしょ。そうしたら、電気が5年から7年だったとすれば、ガスも当然5年から7年かかることを当たり前のように言うてしまうのは、どう考えてもおかしいじゃないですか。そもそも電気とガスと比べて、仮に法的分離をしたとして、電気の給電指令に対応するような、あるいは予備力確保に対応するような非常に複雑な問題があるのでしょうか。複雑な問題がいっぱいあるところでの5年から7年というのと、ガスのように相対的に接続する人も少ないし、給ガス指令というのが給電指令ほど非常に複雑な状況でもないし、瞬時、瞬時に需給を合わせなければいけないという状況でもないということを考えれば、私は、そこだけ電気と合わせて期間を言うのはどう考えてもおかしいと思ふ。私はもっと早くやれる可能性が十分あると思ふ。

更に追加して、電気とガスは確かに違いますが、共通の側面もあります。例えば資金調達などでは、行為規制を誤ると資金調達上問題があるとかというのは、一定程度共通したものです。電気のほうではそういうことに配慮した議論が十分になされているわけだから、それを参考にして、ゼロベースから議論するのではなく参考にして議論できるということから考えても、十分短い時間でできると思ふ。

こういう点を考えれば、当然に5年から7年かかるということをやりに認めるべきではないし、それはむしろ先延ばしと思われても不思議はないのではないかと思ふ。

それから、次に事務局の資料の、法的分離をしようがしまいが当然にやるべきと思われる3と4に関する、4の(1)のところに関してです。大手3社の提案があった、その中に会計士に監

査していただくというのがあり、しかし監査していただくというのに現行のルールからみて違法とは言えないことを保証してもらっただけなのだったらほとんど何の意味もない。しかしよくよく考えればそんな当たり前のばかみみたいな提案を大手3社が何カ月も考えた末に出すはずがないので、これは大手3社の提案をわたしが誤解していたのかもしれない。

事務局の説明を聞きながら今回改めて考えて、ひょっとしてこういう提案だったのかもしれないとこの資料を読んで改めてわかった。例えば大手3社が自主的に会計士の方に、仮に料金値上げ申請を出したとすれば、どういう料金査定になるのかを監査していただき、したがって、電力でやられたような人件費だとか調達だとかというのについても厳しく見て、その結果として現行の託送料金ももし許認可の対象だったとすれば、明らかに高過ぎて、20%下げるという試算が出てきたら、それを受け入れて、大手3社は届け出てそれだけ下げるとい、そこまでの覚悟で言ったのかということは今、初めて認識しました。それで初めて古城委員が前回言われた発言が理解できた。何であんな馬鹿みたいに無意味なものを混ぜてごまかしている提案を高く評価して、あれだけ強硬に法的分離を主張していた人が意見を変えたのだろうか、あの変化が不可解だったのですが、そこまですごい覚悟で出した提案なのだとすれば今となっては理解できます。もし仮にそのようなことまで引き受ける、公認会計士の方が、あるいは監査法人がそういうことを引き受けたとすれば、その査定が甘かったら物すごい批判を受けることになると思いますので、そんなことは多少のお金もらったって引き受けられませんということになったとすれば、では事務局が代わってやる。ただ、事務局がやるとすれば、いわば公的な資源を大量に投入してそういうことをやるわけですから、監査した結果として受け入れないなんていうことがないということを手3社にコミットしていただいた上で当然やると思うのですが、そこまでの覚悟があって、それで法的分離というベクトルを基本的に維持した上で1年間議論するというのだったら、賛成はしないけれど、まああの古城委員の態度の激変も理解はできる。

今日ここで東京ガス、大阪ガス、東邦ガスから全くその通り、そういうつもりでいましたということ言えば、賛成はしないけれど理解するということまでは到達できるかと思います。今の私の理解は完全に誤解、そこまでの覚悟はありません、ほとんど無意味に公認会計士に一応見てもらいますということは言ったが、無意味だということは承知の上で形ばかりの提案をしましたということではなく、そういう厳しい覚悟を持って言ったという提案であるということ、この3社が今日確認してくれれば、古城さんが言ったことというのを理解はできると思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

発言順は柏木先生ですけども、いかがでしょうか。

では、すみません、簡単にということで。

○橋川委員

非常にすっきりしました。ここでの議論のどこが対決線なのかが、明確になったと思います。

私は結論的に言うと、松村さんと目的関数は同じで、日本のため、消費者のため、日本のエネルギーのあるべき姿がどっちかということを考えていくときに、一番いい道は何かという立場からずっと発言してきています。きょうの松村さんの発言は、そういう意味で松村さんの考えを、きょうはきちんとした日本語でしゃべっていただいたと思いますので、そういう意味で感謝いたします。

一番のポイントは、12月9日のときに事務局から出てきたペーパーが、結局どちらかを選ぶという選択だったわけですね。私は、そうではなくて、このタイミングで決めようとするのはちょっとこの議論から、私を感じた議論からすると早過ぎるのではないかということで、違うんじゃないかということを使ったので、議論のここでのポイントは、法的分離……どちらを選ぶかというところの議論は、僕はもうある意味で済んでいると思うんですね。中立性の話から考えるとかなり、会計分離のままでいくという案はもう否定されたんじゃないかというのが私の理解であります。

問題のフロントは、それを最終的に決める時期がいつかという話だと思うんですね。それが今ここでくっきりしたというのは、非常にいいことだと思います。

きょうは非常に違和感を感じるのは、やっぱり何となく新聞報道もあるんでしょうけれども、すぐに決めろという側のプレゼンが相次いだ感じで、もともと、きょう僕は報告書案がまとまるのかなと思っていましたから、それからすると何か、そういう意味できょうの会議の場があったんだなという、何か全体が理解できた感じがするんですけども、その上で申しますが、本当に普通の国民がこの会議を聞いていて、この時期に行為規制を、私、言われたとおりです、松村さんが言わなかったことと言うと、導管事業者も呼んでくださいと言いました。それから、金融の専門家も呼んでくださいと言いました。そして、それらの方々の意見を聞きました。

Aについてはほとんどの点では、私はもうはっきり申し上げましたけれども、会計分離の改善ではちょっと難しいんじゃないかということを行いました。ただ、Bについては、まさに呼んだ金融の専門家の人が、これは松村さんもそこは違和感を感じると言ったということは、松村さんがそういうふう指摘したということは、伊藤さんはこういうふう言ったんだと思います。行為規制が詰まらないと資金調達の問題はわからないと、こういうふうに言われたと思います。

それから、保安の問題について、私は例えば第2グループのヒアリングで聞いたときに、規模

の問題で第2グループは一体化しなきゃいけないけれども、第1グループはいけないというふうにも聞こえたかもしれないけれども、別の言い方をするとやっぱり導管をやっている人が一体的な気持ちでやっていかないと、私は経済学者が自分が正しくやれば制度はできるんだという言質もある程度信用しますが、現場の人が肌感覚で、やっぱり一体でないと緊急時保安はできないんだと言うのもある程度信用します。どちらが正しいのか、この時点ではっきりと判断できないというのが私の感覚でありまして、そのBのところから考えて、まず行為規制を詰めてから法的分離という最終決断をしてどこが問題なのか。何でそれで、そういう当たり前、僕からすると当たり前の手続をとっちゃいけないのか。普通の国民はみんな松村さんの意見に賛成しているというけれども、電力のシステム改革とか、電力のそのアンバンドリングに対する新聞論調と、ガスのアンバンドリングに対する新聞の論調、全然違うと思うんですね。それも基本的には僕は法的分離が悪いという論調ではなくて、もうちょっと慎重にやったほうがいいんじゃないかという論調だと思うので、私ははっきり言って、普通の国民の声は私の意見の側にあると、こういう認識でおります。

ただし、その新聞論調の中で気に入らないのは、白紙に戻るとかと書いてある新聞があったんですね。そんなことはもうとんでもない話で、何も、先ほど和田さんが言われたように、今までどおりなんていう議論は全然していないし、もしそういうふうにとられるんだったら私は非常に不愉快なので、そういう誤解が起きないように歯どめとして、例えば1年という年限も切ったし、遅れないように19年～21年という数字も言いました。だから、そこは確かに何か筋が通らないんじゃないかという話からすると、筋通らないのかもしれないので撤回してもいいですけども、むしろそういうことを言うことによって期限を明確にして議論するんだと、法的分離の準備を怠らないようにやるんだという決意を込めた意味でやっていますので、そのところはもうちょっとくんでいただいてもいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。

ですから次回、私、1月に報告書をまとめるときにエネ庁の別件の調査で海外に行ってしまう可能性があるので、今はっきり申し上げておきますけれども、私は意見変わりません。会計分離の継続はなし、ただし法的分離については今の時点で決め打ちしないで、行為規制を詰めて、施行時期が遅れないようなことに考慮しながら準備を進めていくと、こういう意見であります。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、柏木委員。

○柏木委員

私の考えというのは、例えばエネルギー業界の中で公平性というか均衡ある競争の環境を、どういうリアリティのある形でつくっていくかというのが一番の重要なポイントだと、私は思っているんですね。

ですから、そういう意味でその観点からちょっと、東京電力さん以下、電力会社さんのお考えを、今おわかりになる範囲でお伺いしておきたいと、こう思います。

それはなぜかという、電力のシステム改革とガスのシステム改革と、ある意味では一体感があるものだというふうには思うんですけども、ただ、均衡あるその競争条件とはどうあるべきかということは、電力がどのような形での改革に入っていくのかということはある程度時系列的に先行していますから、そういう意味ではそれをお伺いしておきたいと。

資料4を、東京電力を見ますと、東京電力の場合にはほかの、沖縄電力を除いた8電力とは少し違うのは、やはり公的資金がかなりのものが入っているということもあるかもしれませんが、そういう意味でここに書いてあるのは極めて明快に書いている。ホールディングカンパニー、持ち株制度にして、それぞれネットワーク部門を含めて法的分離をしていくということは、発電カンパニーだとか、そのガスカンパニーだとか、営業とか、全てカンパニー制になると、あるいはそれぞれの営業がそれにくっついてくると、こういうことになるのかもしれませんが、その持ち株にして完璧な法的な会社を幾つかつくっていくんだと、こういう考えでよろしいんだと思うんです。これはちょっとメイクシュアしたいと思っています。

それと同時に、この間、前回、行政にお伺いをしましたらば、ネットワークの中立性を担保するために、少なくとも条件としてはネットワーク部門だけは法的分離の形をとると、最低そこだけは、あとはその企業にお任せするというような考え方じゃないかと私は理解をしています。関電、あるいは中電、今いらっしゃるもので、例えば今後東電と同じような形態で持ち株会社に持っていくのか、あるいはネットワーク部門だけを法的分離に持ってきて、あとはその一つの会社の中で発電、ガス、営業全てを一つのブロックの中に入れて考えていらっしゃるのか。そこをちょっとお伺いしておいた上で、ガスのシステム改革について考えたいと、こう思っておりますので、そこら辺のおわかりになる範囲でお願いをしたいと思えます。

○山内委員長

それでは、まず東京電力の佐藤オブザーバーからですかね、ご質問からすると。

○佐藤オブザーバー

では、今のご質問に対して、弊社のホールディング制は大きく分けると実質的な会社は3つということで、1つは発電会社でございます、これが1つ。それからネットワーク部門で1つと、

もう一つが営業系、小売部門で1つということで、大きく3つに分けると。ガスについては小売部門の中で一緒にということで、総合エネルギー産業を目指すというような考え方で、今のところは設計しております。

○山内委員長

その他の質問について。

それでは、中部電力の小山オブザーバー、お願いします。

○小山オブザーバー

今のお話なんですけれども、今、電力の発送電分離に関しましては、安定供給への影響も含めまして、そういった影響ができるだけ少なくなるような分離を補完する仕組みが議論されていることだと思っています。そういった中で、特に我が社として、その法的分離にいったときには今後どうなるかという議論はしておりませんというのが答えです。明確な答えは今持ち合わせていないということです。

○山内委員長

それでは、関西電力、北村オブザーバー、どうぞ。

○北村オブザーバー

関西電力でございます。導管部門の中立性確保についての私どもの考えは、これまで私が話してきた中で大体ご理解賜っていると思いますので、繰り返しになりますけれども、現行の制度では公平性・中立性に問題がある以上、抜本的な見直しが必要だということは言うまでもないと考えています。

ただ、大切なことは、どういった手段をとるにせよ、導管部門の中立性の確保が、スピード感を持って実効性のある形で担保されるということが必要であって、新規参入者と既存の都市ガス会社が公平な競争環境下で切磋琢磨できるような環境を整備していただくことが重要であると考えています。

以上です。

○山内委員長

柏木委員、よろしいですか。

○柏木委員

まだ明確ではないような気がしますけれども、現状ではそういうことを考えておられるということはよくわかりましたので、それを踏まえてもう少し頭をまとめたいと、後でまた発言します。

○山内委員長

それでは、古城委員どうぞ、ご発言ください。

○古城委員

十分な議論をしたのに先送りしたというご指摘があるんですけど、私はそう理解しておりませんので、私の理解を述べたいと思います。

現在の会計分離というのは不十分なのはもうはっきりしていると思いますから、大きく改善しなければいけないと、そのための議論をしてきたと思います。そこで議論していたのは、ちょうど導管部門というのが中立的に運用されるので、あたかも一つの独立した部門のようにイコールアクセスが確保されると、こういう実質的な条件を確保するのが大事だということを議論してきたので、会計分離というと会計のみの分離という話じゃなくて、むしろ導管部門の部門分離というような感じの議論を実質的にしてきたのだと思っております。

そのときに、仕組みとして法的分離じゃないとできないのか、それとも徹底してその部門間分離を確保できるようなルールをつくっていくことによってできるのかと、ここで分かれていたのだと思います。この2つのどちらかをとるために議論を1年しようというところが、今回の結論だったというか、多くの委員が言っていた答えだと思っております。

そう考えると、電力システム改革委員会のほうで同じような競争ルールがなければいけない、これはそのとおりで、電気とガスとで競争条件が変わってしまったらこれは全然だめで、同じ条件を確保しなければいけないということも、こちらの委員会では否定したことは一度もないので、そのために努力しているということだと考えています。

それで、これはやっぱり、私はある時期まで、これは法的分離をしないと同一条件というのは確保できないというふうに考えておりましたけれど、それは途中でそうでもなくて確保できるかなと思って時期尚早だというふうに考えました。

その際に、きょう東京電力のプレゼンがあつて、理解はできるんですけどね。私はこの、これが、きょう初めてそれを法的分離をしてほしいというふうに言った、理由もよくわかりますよ。だけれど、これまで電力会社に、私は、法的分離を要求しますかというふうに聞いたところ、実質的に同一条件を確保できればいいんですと、それにはこだわりませんというふうにおっしゃってきたんですよ。私はだから、実質的な問題だという形で議論を集中させて、続けてきたつもりです。

ということで、きょうは、だから法的分離というのを決めなかったというのは、十分な議論をしたのにもかかわらず理由なしに決めなかったと、これは私、納得できませんので、意見を述べさせていただきます。

以上です。

○山内委員長

それでは、続いて杉本委員、ご発言ください。

○杉本委員

法的分離に関する12月3日の私の意見は、古城委員や橘川委員と近いものだったというふうに記憶しております。もし違っていたらすみません。本日の資料が送られてきたのが今日の11時半だったものですから、よく読み込んでいませんけれども、私はその12月3日の意見と変更がなく、導管中立性の改善は法的分離はしなくてもできるというふうに関電さんからも聞いておりましたので、資料にあるような行為規制や託送供給料金の妥当性など、導管中立性のルールや規制も、学識者と行政だけで1年でどんどん決めればよいのではないかというふうに前回は発言しました。

資料の最初の部分は、仮に法的分離をしたらというふうに読めますので、今ここで法的分離を決めるのではなくて、会計分離の中で改善の結果を見て、それでも不十分でだめだということであれば1年後に法的分離の導入を検討するという意見の、変わりありません。

なお、法的分離をしても家庭用で独占力がある場合には、フランスと同様に料金規制は残していただきたいというふうに思っております。

災害保安も、横島課長から、法的分離をしても大丈夫とお墨つきをつけた制度を、ガス安全小委員会で決めると伺いましたので、安心してその結果を見きわめて判断したいというふうに思っています。

法的分離をすると使命感や組織力などが心配なので、連携や協力などは単なる努力ではなく、罰則が必要不可欠ではないかというふうに考えています。

きょうご出席の電力会社さん、ガス会社さんに伺いたいことがあります。私は、法的分離は事務局と委員長が相談して、これまでの意見、委員の意見だけを正確に反映してまとめていただければよいのではないかと考えています。それを参考に、ガス会社の了解がなくても、経済産業省が法的分離が最適な方法ということを判断したのであれば、法的分離の法律を出せばよいというふうに考えています。

そこで、質問の1つは、先ほど電力ワーキングもご説明がありましたが、電力の法的分離は東電以外も全ての電力会社が了解したので法律が出されたのでしょうか。

2つ目は、経産省からガス3社でも法的分離に反対するのは一部と聞きましたが、そうなのでしょうか。

それを伺いたいと思っております。

○山内委員長

最初の質問はどなたが、省のほうで答えられますか、それとも電力会社のほうで答えられます

か。

最初のご質問は、どちらに向けて。

○杉本委員

電力会社さんの方に、オブザーバーで出ていらっしゃる方に伺いたいと思います。

○山内委員長

わかりました。では、電力会社のほうで。

○北村オブザーバー

関西電力でございます。難しいご質問を頂戴したんですけれども、先だって、12月の電事連の会長会見で私どもの会長が発言した内容を改めてご紹介すれば、ご理解いただけると思います。

発送電分離について必要かどうかというご質問がございまして、私どもとしては、第3段階の業界のスタンスとしましては、真にお客様の利益につながる改革となることが大切であって、その観点で協力してまいりたいと申し上げています。ただ、安定供給と電気料金の両立が前提でございまして、発送電分離は安定供給という点で課題もあると考えておりまして、この課題の確認、検証が必要だと考えております。電力システム改革全体の実施につきましては、こうした確認、検証の状況を踏まえる必要があると答えております。

○山内委員長

よろしいですか。

それではガス会社から、ご説明をお願いします。

○蟹沢オブザーバー

ガス3社の法的分離に対する見解についてご質問を受けましたけれども、一部に、法的分離に反対しているのは1社だけであって、あと2社は本当は賛成だというような、よくわからないうわさなりデマゴークがあるような感じがありますけれども、実際は私が把握している限りでは、3社は全く同一の歩調に立って法的分離については今、反対の姿勢を取っているということでございます。

以上です。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

それでは、永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

私からは、まず事務局の資料6の、先ほど松村委員からご質問ありました4の(1)の妥当性

の監査のあり方についてコメントいたします。本日、杉本委員と同じタイミングでこの資料を拝見したので充分検討する時間はなかったのですが、現在、部門別収支計算書の会計監査は導入されています。さすがにこれが妥当性を検証、もしくはそれに資するものではないというのは、前々回までの議論で皆さんご納得いただいたと思います。したがって、この代替案たる妥当性の監査の仕組みを検討すべきですが、松村委員より、会計監査の仕組みを託送収支計算書に導入したとしても、託送料金の妥当性を保証することになると非常に重い責任を負うことになるために、これを実施するのは難しいだろうというご発言がありました。実はそこについて私も近い意見で、いわゆる会計監査の本質はアシュアランスという保証をするわけですから、保証した場合はいろんな利用者、つまり今回の場合ですとガス利用者に対して、その妥当性を保証しなければなりません。例えば、訴訟等があった場合、それを責任を負って担保しなければならないということで、非常に高いレベルの保証を求められるので、実務的にこれをワークさせるのは難しいだろうなということが、当初から私の中で頭にありました。本日の松村委員のご発言を聞く前からそのイメージは持っていました。

したがって、このあり方の検討すべき点というのは、私のイメージは2つあって、1つは電気料金の審査専門小委員会のような主体が、値上げ申請もしくは託送料金の申請に対して査定を実施して、その査定案を作成して、それを経産大臣に提出して、認可決定を経産大臣がするレベルの仕組みまでを導入するということがガス事業者の方は検討すべきと考えていらっしゃるのかです。もしくは、以前私が申し上げた、いわゆる企業買収のときの売り手と買い手がデューデリジェンスをやるような高度な妥当性、納得性を確認するための手続を想定しているのかということです。どちらかなのかなと、本日この資料を見た瞬間思いましたので、そのあたりについて、今段階で検討されていることがあれば、もしくはイメージがあれば教えていただきたいというのが質問の1点目です。

もう一つは、その法的分離についての議論を委員のみなさんのご意見を拝聴させていただいておりまして、私が、前回、前々回もお話しいたしましたとおり、会計分離の中での改善策がガス事業者からご提案がありましたわけですが、その実務上ワークするかどうかということと、それから会計分離と法的分離のメリット・デメリットを実務上の観点から検討することを、比較衡量することが大事ではないかということは以前から申し上げております。その過程で、例えばその比較衡量するに際しても、法的分離のメリット・デメリットと会計分離のメリット・デメリットを単に並べても、なかなか結論が結びつかないだろうと思います。逆に言うと、会計分離の巧拙をきちんとクリアにするために、法的分離を同時に検討したほうが、より論点が明確になり問題点がはっきりするだろうと思っています。

それから、やはりある程度期限を区切って議論、もしくは法的分離をある程度視野において議論をしないと、会計分離を時間をかけて議論することによって、議論が議論として形骸化するのではないかと懸念しています。法的分離視野に入れて検討すべきではないかと意見を申し上げたというのは、そういった背景がございます。

最後に、本来のガスシステム改革の目的というのは、その料金を低廉化するための新規参入者を増やし、その参入のハードルを低くするということであつたと振り返って考えております。したがって、小売を自由化すると同時に、新規参入者を増やして料金を低廉化するための法的分離の視野に入れた議論というのは、本来の制度、あるべき方向性の趣旨に合致していると思っております。あと松村先生がおっしゃる、今直ちにもう決めるという御意見について私も実務家の一人でございますので、実務の上でうまくワークする、もしくは納得するところの議論を重ねるプロセスは必要ではないかと考えており、今直ちに法的分離を前提にやるということまで私自身としては判断しかねたというのが、松村先生のご判断と若干食い違っている、もしくは乖離があるところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ご質問がございましたが、それはどなたにお答えいただければ。

○永田委員

それは事務局の、ちょっとこの提案がどちらのところからだったのか、ちょっと確認させていただいて……

○横島ガス市場整備課長

4-1の前の3.の(5)の事業者が提案された中で、やはり限界があるということならば、これは松村委員も質問されていましたが、資料全体は法的分離の実施に向けた検討事項なので、当然、法的分離の対象となっている事業者についてどういう改善策が可能かという大前提書いたつもりです。

具体的に何をするかはここには書いてありませんが、透明性、公平性はやはり図らなければいけないという中で、一体どういう仕組みが可能か。会計士の方をお願いするというのはなかなか限界があるとか、実際に頼まれたときにどうかという話がありましたので、では他のやり方があるのかは考えなければいけないのではないかと問題提起をさせていただいたということです。

○山内委員長

引頭委員、どうぞご発言ください。

○引頭委員

ありがとうございます。意見のほうは先ほど述べさせていただきましたので、質問が1点だけございます。

資料5ですが、電力システム改革の委員の方々から、ガスシステム改革についてのご意見ということでした。よく理解できました。そうした一方で、先ほど中部電力様から、法的分離についてのご準備の話に関しては余りご検討されていないというようなご発言もあったかと思えます。

そうした中で、私の不勉強で恐縮ではございますが、電力システム改革の事務局である安永さんに、電力システム改革におけるこの部分の議論がどのようになっているのか、お差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○山内委員長

それでは、安永さん、どうですか。

○安永電力・ガス改革推進室制度企画総括調整官

ご質問ありがとうございます。ちょっと質問をもう一度確認させていただきたいんですけども、電力の議論、この審議会での議論のどの部分ということになりますでしょうか。

○引頭委員

法的分離に関して、今、制度設計ワーキングで議論されていると思いますがその議論の進み方です。つまり、業界の方々等も、納得という言葉が適切かどうかはわかりませんが、方向感といえますか、昨日委員会が開かれたということも聞いておりますので、ご説明いただければということでございます。

○安永電力・ガス改革推進室制度企画総括調整官

かしこまりました。

電力のほうでは、このガスの小委員会に相当するものが、電力システム改革専門委員会という形で、これは平成24年から25年に開かれております。その報告書のまとめ、これは1年間議論をした中で、法的分離を前提に進めるという、まず大前提が……失礼いたしました。その方針が、平成25年の報告書で既に決まっております。

これにつきましては、電力会社の方、オブザーバーという形でご参加をいただきまして、先ほど少しお話もありましたけれども、いろいろ課題があるというご指摘も頂戴をいたしました。それから、それについては今後、詳細設計を議論する中で、検討には協力をいただくという形の表明をいただきまして、そういう意味では既に法的分離を実施するという方針は委員会の議論としては決まったという状況の中で、この昨日開催されました、今行っております制度設計ワーキンググループというのは、これは、ではその行為規制の中身はどうするのかと。これは、やはり電

気のほうの議論では、まずその大きな方針が決まらないと、行為規制も結局やるのかやらないのか分からない中で議論をしても決まりようもないということで、法的分離という大方針が既にある中で、これは前提という中で、ただ、その際に例えば資金調達にはいろいろ留意が必要であるとか、安定供給、例えば分離をした場合に、ではどういふその分離をしても安定供給が確保できるルールが必要なのか、これは必ずルールをつくらなければならないねと、こういうことが専門委員会ではあわせて決まったということをごさいます、そのためのルールづくりというのを今いろいろ議論をしていると、こういう状況でごさいます。

当然でごさいますけれども、その議論には電力事業者の方も含めてご参加をいただいて、どうすれば資金調達に支障がないのか、どうすれば安定供給がきちんと確保される形でやっているのか。先ほど電事連の会長の会見のご紹介もありましたけれども、私どもの理解といたしましては、当然そういうさまざまな課題があると、あるいは懸念があるということをおっしゃられていることを踏まえて、それには確実に対応していかなければならないという前提で議論をしている、こういう今の状況でごさいます。

○引頭委員

ありがとうございます。

○山内委員長

いいですか。では、柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

この資料6を、どうせこの次ぐらいには報告書をやっぱり出していくことになると思いますので、ある程度きちっとしたメッセージが出ないと報告書とは言えないかもしれません。そのために発言をさせていただきたい。今、先ほどの電力会社のお考えも加味しながら発言をしたいと思いますが。

まず、この資料6をずっと見ていますと、3ポツが、まずガス会社、大手ガス3社の自主的な行動と、これはもう粛々とやっていただく。これはあくまでも、その中立性の担保は会計分離をベースにはしているというふうには理解しているわけですが、ただ、これを見ますと来年の、15年ですから来年ですよ、来年の、来年ということではできればなるべく早い時期に、3月、4月、まあ半年ぐらいの間にこれだけはきちっとしていただく。そして、これをやった上で検証をきちっとする。それでも、これはビー・ツー・ビーの話でしょうから、どうせ入ってくるのは、競合できるのは電力か石油か商社か、極めて限られたビー・ツー・ビーの関係で、これは満足でき得れば、これはそれに私は越したことはないと思っています。そして、それでもだめだと、きょうの議論を見ますと、どうもその会計分離は否定されたというふうに橘川先生も言っておられますけ

れども、これまで検証しなきゃ、本人がやると言っているのに、それはやる前からだめだと言うのは少し違うのではないかと思います。これはちょっとやってみて、なるべく早く時期を切る。そして、時期を決めて、きちっとした検証の、第三者検証をきちっと行う。その間に電力は電力で規制改革どんどん進んでいくでしょう。来年の通常国会等々でかなり明確なものが出ていくんだらうと私は思っています、それに合わせて電力会社はそれに対応するような形での対策を練っていくと。それで、もしこのガス会社がこれでやってもだめだということであれば、今度はもう一つその先に進んだ法的分離の方向で議論をきちんと進めていく。

だから、その一つやっぱりものには順番があると私は思っています、電力の場合には随分前から、もうプレーヤーがすごくこれから多くなりますので、できるだけ早く中立性を担保するために法的な分離をしたほうが、いろんな人に均等にできるだろう。ただ、ガス会社の場合にはもうビー・ツー・ビーで極めて限られたプレーヤーの間の競争関係をつくるということであれば、ものには順番があつてというふうに思います。この間1年間という期限をお出しになりましたけれども、別に1年に限らず、早くても遅くても、順番を踏まえて検証して、そして間違い、国力が衰退しないように、かつ、そのエネルギーの関連企業間の均衡ある競争の整備というのをやっぱりつくっていかないといけない。何が何でも、何でも法的分離すれば、あるいは所有権分離していけば中立性は担保できるんだという議論だけでは、国力が本当にこの持続可能な方向で、それぞれの企業体が全力で力を出し切れるような環境になるとは限らないと思っていますので、順番できちつきちつとやっていくということが重要だというふうに、だから、報告書には、そういうことがもし書かれるようであれば私は極めて快いと、こう思っています。

○山内委員長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

柏木先生のお考えはわかりました。ただし、私はその意見と違いますし、柏木先生の意見は、私はここでの議論の中では少数だったのではないかというふうに思います。

やっぱり法的分離のタイミングを遅らせてはいけないと私は思いますので、今の話って多分、実質的に考えますとどんどん、その順序を踏むということをやることによってどんどん時間が先に延びていってしまう危険性が非常に強いんじゃないかと思います。

そこで、さっきから強調しているんですけど、決してここは白紙に戻ったわけではなくて、もう法的分離は視野に入れて、重要な選択肢として準備を始めるというところまで、やっぱり報告書案は多数の意見として、少数としてこういう意見があったと書くのは問題ないと思うんですけど、そちらは僕は、多数か少数かの線引きで言ったら、法的分離をまずやってみてという

考えの意見は少数だったんじゃないかと私は理解しています。ごめんなさい、会計分離を続けていくというのは、少数だったんじゃないかと思えます。

全部、両方とも併記みたいなことをやっちゃうと、何かもう1年間20回やってきたことがみんな無駄になってしまうので、ある程度こう意見がまとまったところできっちり確認していかないと、進んでいかないと思うんですよね。まさに今までどおりになっちゃうといけないと思うので、そこはちょっと、柏木先生の意見はわかりましたけれども、それは多数ではないということは確認したいと思えます。

○山内委員長

委員の方、そのほかご発言ありますか。

それでは、石油連盟、松井オブザーバー、どうぞご発言ください。

○松井オブザーバー

ありがとうございます。先ほど安永さんから、このガスシステム改革の検討する契機が石油連盟からの意見で、電力と並行してガスもやるべきだという話がありました。確かに私も3年ぐらい前でしたか、この前のパイプラインの整備の委員会の場で、ぜひガスのシステム改革も電力と同じようにやってくださいという発言をいたしまして、それがこのような形でもう20回も大議論をしていただいて、委員の間で激論を交わすような、こんな白熱した議論をしてここまでまとめてくださって、非常に皆様のご苦労に感謝をする次第でございます。

今後について、私、2点お願いがございます。1点目は、もっと消費者の利益を優先して、消費者のユーザーの観点からのご検討をもっとしていただけないのかなという点が1つ目です。何かこの議論を伺っていると、本当に供給者サイドの話ばかりなんですね。このエネルギーの問題というのは、やっぱり最終的には消費者がどう使えるかという、これが大事な点なんですけれども、何かその議論がちょっと抜けているなという気がいたします。

もう一つは、やはりスピードアップでございます。この2点を、これちょうど電力システム改革の辰巳さんの意見と、文章だけ読んでいると同じような気がいたしますけれども、ご案内のとおり今、選挙でアベノミクスが追認されました。したがって、今の新安倍内閣の最大の課題は早急な景気回復だと思います。早急に日本再生を実現していく、これが今、政府、内閣の最大の課題であります。それを実現するためには、やはりエネルギーの低廉で安全な、かつ安定的な供給確保、これが今日本の今後の経済再生を実現していく上での最大の課題であると私は思っております。そういう観点から、電力システム改革の議論も、ガスシステム改革の議論もなされると、こういうふうには思っております。

石油業界においても、まさにそういう動きを先取り、あるいは遅れないように、さまざまな改

革を今行っているところでございます。詳細は今ご説明いたしませんけれども、その需要の減少という中に直面して、国際競争力も強くしなくてはいかん。それから、さまざまな災害が起きる中で強靱な体質にしなくてはいかんということで、例えば、財産とも言える大事な設備を、涙を流しながら血を流しながらシャットダウンして需給の適正化に努めたり、あるいはそういう一環の中でさまざまな事業再編も行っております。それに加えて、やはり企業としてさらに拡大していくためには、電力部門に出るとか、あるいはガス部門に出るとか、まさに総合エネルギー企業化を今目指してさまざまな改革に取り組んでいるところでございます。

それが消費者にとって一番、メリットがあるというふうに思っているわけです。つまり、日本のエネルギー、石油、ガス、電力、この3大エネルギーを消費者の方々にそれぞれを安定的に供給をして、消費者がそれを選ぶと、自分の価値観で選ぶと。ある人は価格かもしれませんが、ある人は使いやすさかもしれませんが、ある人はCO₂かもしれませんが、いろんな観点で消費者が選べる、その選択肢を広げるというのが、我々に課せられている大事な課題であるというふうに思っております。そういう意味で、電力とガスと石油の垣根をなくしていただいて、競争条件をイコールフットィングにさせていただいて、そこにいろんな主体が入ってくる、そしてお互いに切磋琢磨して競争する、あるいは連携をして低廉で新しいサービスをどんどん出して、安全で安定な供給確保を図っていく。これが我々に課せられた使命であるというふうに私は思っております。

その意味で、ガス会社の方々もそういうことを念頭に置いて頑張っているんだと思いますけれども、ぜひ消費者、ユーザーに対して一番メリットがあるのはどういうことかというのを十分に今後ご勘案の上、スピードを上げてやっていただきたいと思います。何か1年先延ばしという、官庁用語で言いますとやらないということなんですね。ですから、もう我々は待ったなしの状況になっている。我々石油業界も一生懸命やっているんですけども、参入しようと思ったところに参入できる条件がないということになると、我々の努力は水の泡になってしまうと、こういうことでございますので、ぜひスピードアップして、どういうこの枠組みでなさるのか私知りませんが、ぜひスピードアップをしてやっていただきたいというのがお願いでございます。

以上です。

○山内委員長

では橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

官庁出身の人に官庁言葉の解釈されちゃうと、本当にそれがリアルになっちゃいますので。何もやらないなんていうことは全然議論していないと思うんですね。

大体、ほかのエネルギーの審議会に来ると、他のエネルギーの人たち、みんな格好いいこと言

うんですよね。でも、自分の審議会に行って、ちゃんとそのとおりにやってもらいたい。これから4時半から資源燃料分科会が始まりますけれど、今言ったとおりのことをぜひ石油連にやってもらいたいと思います。本当にトッパーを減らすのを先取りして一生懸命やっているなら、何でエネルギー供給高度化法なんていう法律があって、国の強制、罰則付きの強制義務ですよ、それで進めなければいけないのかどうか。本当に先取りしているのかどうかということを、ちゃんと考えて発言していただきたいなと思います。絶対にここで法的分離の準備を始めるというんだから、準備は始めるということになると私は確信しています。

○山内委員長

どうぞ、松井オブザーバー。

○松井オブザーバー

ちょっと今の点について申し上げたいんですけど、それは確かに法律的な枠組みはありますけれども、我々はあくまでも、あれは環境整備であって、やるのは石油業界がみずからやる。国はあくまでも環境整備であって、我々は独自に、それを踏まえてやっているということだけは申し上げたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

どうぞ、松村委員。

○松村委員

官庁出身の人に官庁言葉の解釈などという発言は本当に妥当な発言でしょうか。1年先延ばし、ベクトルも決めないと言ったのは一体誰ですか。橘川委員が最初におっしゃったとおり、この委員会の外の論調で「白紙に戻った」と言われているのは、ここの委員会での橘川委員の発言がそのように受けとめられているということではないのでしょうか。それが不本意というなら、もはや橘川委員の日本語の感覚と、一般の人との日本語の感覚が著しく乖離しているのではないのでしょうか。この点考えていただきたい。ただ、どう受け取られようと、橘川委員の発言はそのような意図ではなかったということは、今明確に言っていただいたので、その点については安心しました。法的分離というベクトルできちんと議論するというようなことについて力強く言っていただいたと理解します。

いずれにせよ、今のは役所言葉で元役人がそう受けとっているというのではなく、本当にこの委員会の議論が結局何もやらないで白紙に戻したと受けとられているということは、やはり認識する必要があると思います。

○橘川委員

1点だけ。私の発言がそうだったというところで、私は失礼ながら、マンションに住んでいるもので新聞1紙もとっていませんので、送られてくるガスエネルギー新聞とか電気新聞しか見ていないので、ちょっと私の発言がつながっているというのは確認できません。それ以外の、ベクトルもちょっと異存ありますけれど、余り細かいことは言ってもしょうがないので。

○松村委員

すみません、橘川委員は、先送りと一番強く言われて、しかも方向を決めるという委員長のまよめの発言まで否定し方向を決めるのに反対されたので、私は勝手にそう思ったというだけです。橘川先生のご発言が引用されているというつもりではありませんでした。申しわけありませんでした。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますか。

どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

「何もやらないというようなことがないように」ということで、まず自由化はやる。それから、同時同量の緩和、これも非常に難しい問題だと思っていまして、ガス代は今、一様な金額になっていますけれども、例えばそれは電力に変換したときに、電力の自由化でやはりダイナミックプライシングになる可能性もあるし、市場もメリットオーダーの市場が形成されていくだろうと思います。やはりそのときのガス代というのはおのずから高くなる可能性も秘めている。そのときの同時同量とはどうあるべきかと、非常に難しい問題もこれ秘めていまして、流体の問題ですから、私、流体専門にしていまして、管内の流れというので学位もとりましたので、そういう意味では非常に高圧から低圧に移すときに必ずクリティカルフローになる可能性があって、幾ら下が引いたってもうマッハ数1になれば上流に圧力擾乱で伝わりませんから、そこをガバナーできれいに流し込んでいくという、この技術も考えなければいけないということを考えますと、同時同量は緩和すべきだと私は思っています。ただ、どの程度のその緩和をしていくのかということも非常に重要な課題。これも大変なやはり大きな成果だと、工学的に見ても私はそういうふうに思っています。

それから二重導管規制、これは自由化ですから、ユーザーが、「熱調していないようなものでもタービンであれば回るからいい」と、こういうことであれば、それはやるべきだと私は思っています。ただ、それがその既存の需要家の託送料等に非常に大きく影響を及ぼすようなことがあ

れば、それは何%までだったら容認できるのかということも極めて大きな課題である。

こういうことを全部やった上で、今私が申し上げたような、例えばこの中立性に関しては、やはり順番があると。順番があるから遅れるということじゃなくて、順番にやっていくことがスピードアップに私はつながると思っています。それで最後のいつも言っている同じことですが、均衡ある競争条件というのをリアリティのある形で考えていくというのが一つの方向性なんじゃないかと。順番を待っていたらそれだけ遅くなるということよりは、なかなかその、ターゲットを決めて、そのターゲットに対して非常に幾つかの大きなバリアがたくさんあるにもかかわらず、それを解決していくほうが、かえって時間がかかる可能性もありますし、そういう意味では、言葉を返すようですが、順番を重ねていくということが時間をとるということには、イコールにはならないと、こういうふうに思っています。

○山内委員長

そのほかにご発言ございますか。

ありがとうございました。

そろそろ時間のほうも迫ってまいりました。私のほうで若干の取りまとめをさせていただこうと思えますけれども。

今回、これ20回目の小委員会、そして、この導管の中立性についてだけでも6回ほどやっているわけですが、ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

事務局のほうから報告ございましたけれども、このガスシステム改革の動向について非常に大きな関心があって、電力のほうでもそういったこととの関連性で議論をいただいたと先ほどご紹介ありましたけれども、利用者の観点から統一した制度が欲しいと、こういうコメントがあったということでございます。

その上で、導管部門の中立性についての本委員会での議論ですけれども、私のこの認識ということ言えば、会計分離について限界が生じていて、小売の全面自由化で託送の自由化、拡大が見込まれるという中で、これでは十分ではないというご意見が多かったようには思っております。もちろん改善をというお話もありましたけれども。

一方で、その中で法的分離の導入、これを方向性として前提とする、あるいは視野に入れるというご意見もありましたが、方向性として、あるいはベクトルという言葉もありましたが、こういったことであると、しなければならないというのも、これは多くの方がそういうふうにおっしゃったのではないかと、これは若干の幅があったかと思えますけれども、そういう方向性についてご議論いただいたというふうに思います。

それについて、実施についてももう少し議論を詰めたほうがいいのではないかと、それで最終的に

決めるのか、あるいはそれとも法的な分離を決めた上で詳細を決めるのか。その順番については、これはご意見が分かれたというふうに思っております。

ただ、前者の場合であっても、これから少し議論をというぐあいであっても、検討期間は1年以内とするということで、これは大きな異論はなかったというふうに思っております。

一方で、最終的に法的分離の実施をするとすれば、その決める時期を1年先というふうな意見も含めて、法的分離を実施する時期のめどについてはそれほど大きな隔たりはなかったかと、柏木委員は別の意見を持たれていましたけれども、ということではなかったかと思えます。一つは電力システム改革を参考にして、2019年から21年と、こういった意見とかですね。あるいは、ガスのほうがシンプルであるから、それより手前のほうがいいというご意見もあったかに考えております。

私といたしましては、全体で20回、それから中立性については6回という議論をしてまいりましたので、今、一つ、これから議論を進めていくという、それについてはもうこれで、イメージは余り湧かないというのが素直なところでありまして、どういう決断の、するのかによって、実施時期がどうなるのか、あるいは準備期限がどうなるのか、その辺の関係性が変わってくるかなというふうに思っております。いずれにしても、大きな見直しでありますので、十分な準備期間ということを考えますと、結論を出す時期は余り後ろに延ばすというのも不十分ではないかなというふうに思っております。

こういうようなことを考えまして、本委員会の取りまとめというのは、少し間口を広くとってまとめたいというふうに思います。恐らく次回において、その取りまとめを皆さんにご議論いただくということになります。

以上、私からでございますが、何かご発言。

どうぞ。

○蟹沢オブザーバー

私ども業界としては、複数回にわたって中立性の議論をしっかりやっていただきまして、本当にありがとうございました。

本日の議論の今、山内先生もまとめていただいたこと、それから今までずっと議論していただいた中身については、私どもとしてはしっかりと受けとめていかなければならないと考えております。

そういう中にありまして、やっぱり我々は、法的分離では、いかに配慮措置が講じられようとも、経営に対する、あるいは事業運営に対するダメージというのはやっぱり否定できないというふうに考えておりまして、このことがお客様のメリットだとか、あるいは天然ガスの普及拡大の

阻害要因になるのではないかということが、やっぱり疑念としては拭い切れないということであります。

一方で、我々はこれまでも数回にわたって中立性の向上のための施策の提案をさせていただいておりまして、これはこれからしっかりやっていきたいと思っておりますが、これを通じて本来の目的である導管部門の中立性、あるいは透明性の確保の上では、十分な期待水準に、会計分離のままでも期待水準に達することはできるのではないかと考えておりますので、我々はそういう考え方を依然として持っているということについては、引き続き表明させていただきたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにご発言ありますか。よろしゅうございますか。

それでは、最後に今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○杉本委員

すみません、今日の議題とは違うんですけども、ちょっと30秒だけ発言させていただきたいと思っております。

今日、これから資源・燃料部会というのがあります。それから、あしたは消費者委員会の公共料金調査会も開催されまして、ガス料金について消費者団体も大変関心を持っています。それを踏まえて、自由化後の都市ガスやLPガス料金の料金表を含めた情報公開や表示について、設立予定のエネルギー中立規制機関は、消費者庁や消費者委員会と合同の第三者機関として監視できるような制度を考えていただきたいというふうに希望しております。

よろしくをお願いいたします。

○山内委員長

これは、お声を伺って、事務局とまた相談して対応させていただこうと思います。これは、この委員会だけではできませんので、恐らく省内でいろいろ議論をしていただくということになると思います。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

それでは、事務局から次回、今後の予定について、ご説明をお願いします。

○横島ガス市場整備課長

次回、第21回の開催については、日時及び議題を調整の上、追って連絡をさせていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

本日の議題は以上でございます。

以上をもちまして、第20回ガスシステム改革小委員会を終了いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

—了—